

令和元年度第1回さいたま市国民保護協議会 書面協議結果

「さいたま市国民保護計画」の変更にあたり、国民保護法第39条第3項の規定により、下記のとおり、変更案について「さいたま市国民保護協議会」に諮問を行いました。

なお、今回の変更は、国が定める「国民の保護に関する基本指針（平成29年12月変更）」及び埼玉県が定める「国民保護に関する埼玉県計画（平成30年12月変更）」の変更に伴うものであり、さいたま市の方針及び体制等を変更するものではないため、書面にて協議を行いました。

記

1 書面協議

令和元年12月18日（水）郵送通知

令和2年 1月10日（金）回答締切

2 資料

(1) さいたま市国民保護計画変更概要

(2) さいたま市国民保護計画（変更案）

(3) さいたま市国民保護計画（変更案）新旧対照表

3 結果

すべての委員より「案のとおりでよい」との答申を受けました。